

平成30年4月18日
海上保安庁

マタニティ服の導入について

～女性職員が活躍できる職場環境を目指して～

平成30年度から、制服を着用する海上保安部等の女性職員が制服に代えて着用できるマタニティ服を導入しました。

海上保安庁には、現在918人（約6.6%）、育休中等の職員を含めると982人（約7.0%）の女性職員が在籍しており、そのうち6割が20代です。彼女たちが、結婚・出産といったライフイベントの後も働き続けていけるよう、女性職員が活躍できる職場環境づくりに取り組んでいます。

1 導入の経緯

海上保安部等に所属する職員は、執務中、制服を着用して勤務することが原則ですが、妊娠の経過により制服が着用できなくなった女性職員については、所属長の許可を受けた上で、私服で勤務していました。

しかし、妊娠中の女性職員が私服による勤務を行っている、来庁者から海上保安官として認知されないなど業務に支障が生じているとの意見が女性職員からあり、この度導入することとなったものです。

2 概要

- (1) 運用開始年月日：平成30年4月1日（日）
- (2) 用途：妊娠中の女性職員が制服に代えて着用（申請により貸与）
- (3) マタニティ服

冬服及び夏服を整備

妊娠の経過により腹囲リボンで調整できるように工夫



【冬服】



【夏服】